

08286P-00

【週間】で仕上げる

2019
年度版

マンション管理士 合格率 予想



TACマンション管理士講座 編

最新の法改正等に対応!!

- ★絶対押さえたい論点50!^{今年のヤマ}
- 見開きのシートでしつかり整理
- ★最新の法改正・出題傾向に対応
- ★直前期の最終確認に最適!!



TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はしがき

マンション管理士本試験まで残りわずかとなってまいりました。本試験へ向けてラストスパートをかける時期です。この直前期の学習において重要なことは、今年の本試験で出題が予想される論点をマスターしておくことです。そこで、その要望にお応えするため、本書を制作しました。

マンション管理士試験は、合格率7～9%前後と非常に狭き門となっています。しかし、合格に必要な知識というのは、難問を解くためのものではなく、**基本的な問題をしっかりと解くために養うものです**。マンション管理士試験も毎年すべての問題がまったく目新しい問題というわけではありません。その大半が過去出題論点の繰り返しになっています。つまり、過去出題論点をしっかりと押さえておけば、**合格は十分に可能**なのです。

本書は過去の出題論点や、ここ数年の出題傾向、最新の法改正情報を記載し、その中から特に出題可能性の高い論点を50のチェックシートに分類しました。この50のチェックシートを**1週間でマスター**できるように編集するとともに、受験生の方が陥りやすい間違いをイラストや表にしたり、「**コツ**」や「**解ける覚え方**」で解説をするなど、短期間で知識の復習ができるようにしました。また、この試験の特徴でもある、複数の法律にわたって出題される**複合問題対策**として、知識の横断整理ができるような構成しております。

これから本試験までの短い期間をどれだけ有効に使えるかが、合否を左右するといつても過言ではありません。**合格に必要な知識**をできるだけ多く、そして正確に覚えるため本書を活用し、受験される皆様が合格を勝ち取れますよう、心よりお祈りしております。

令和元年7月
TACマンション管理士講座

本書の特長と利用の仕方

直前フォーカス

各項目の簡単な内容や考え方、最後に覚えておくべきポイント、ヤマである根拠などを記載しています。今年の本試験にポイントを絞った最終確認と記憶ができるはずです。

コメント

理由の説明や発展的な重要ポイント、問題解決のための着眼点などを記載しています。本文とともにしっかり読み進んでください。

解ける覚え方

問題解決に役立つ視点からの覚え方が記載されています。実践的に覚えることができます。



民法・区分所有法その他

不動産登記法

直前フォーカス

不動産登記法は、毎年1問出題されている科目である。特に区分建物（専有部分）に関する登記からの出題が多いことに、注意しよう。

●区分建物の登記記録

区分建物の登記記録	表題部	一棟の建物の表題部	敷地権の目的たる土地の表示① (所在地・地番・地積等)
	権利部	専有部分（区分建物）の建物の表題部	敷地権の表示（敷地権の種類・割合等）① 共用部分である旨の登記
	権利部	甲区	所有権に関する権利 (所有権・所有権仮登記・処分制限の登記)
	乙区		所有権以外に関する権利 (抵当権・賃借権・地上権)

コメント 1 敷地（土地の登記記録）の相当区事項欄（甲区又は乙区）には、敷地権である旨の登記が記入される。

●共用部分である旨の登記

共用部分である旨の登記は、不動産の表題登記の1つとして、**表題部に記載された所有者**又は**所有権の登記名義人**からの申請によりなされる。

- 共用部分の登記は、区分建物の表題部（専有部分の表題部）に記載される。
- 共用部分である建物に所有権以外の権利（抵当権等）があるときは、当該権利の登記名義人の承諾を得なければならない。

●敷地権である旨の登記

敷地権である旨の登記（②）がなされた後は、区分建物（専有部分）と敷地権が、常に一体で処分されることとなる。この場合、区分建物になされた登記は、当然に敷地権に及ぶことになり、**敷地権については登記（持分移転登記や抵当権の登記）はされない**（③）。

コメント 2 敷地権である旨の登記は職権でなされるので、所有者が申請をする必要はない。

コメント 3 敷地権につ

本文

今年の本試験に出題される可能性の高い事項を図表で整理しました。必要に応じて具体的なケースを念頭に置きながら、ポイントを押さえることができるよう記載しています。ここに記載されている事柄は、最低限確認しておきましょう。本試験で、きっと役に立つはずです。またキーワードは**赤ゴシック表記**になっていますので、どんどん覚えていきましょう。

今年のヤマ

今年の本試験で狙われる
そうな箇所を示してい
ます。

●区域区分

◆今年のヤマ

市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。市街化区域には少なくとも用途地域を定める。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域には原則として用途地域は定めない。
非線引区域	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の定められていない都市計画区域のことをいう。非線引区域にも用途地域を定めることができる。

●特例容積率適用地区

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域内の適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、建築物の容積率の限度からみて未利用となっている建築物の容積の活用を促進して土地の高度利用を図るため定められた地区のことである。

●準都市計画区域

準都市計画区域では、以下のものを定めることができる。

- ①用途地域、②特別用途地区、③特定用途制限地域、④高度地区（最高限度のみ）、⑤景観地区、⑥風致地区、⑦緑地保全地域、⑧伝統的建造物群保存地区

●特定用途制限地域

用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く）内において、その良好な環境の形成又は保持のため、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域のことである。

●田園住居地域

法改正

定義	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する地域
規制内容	①建蔽率・容積率 ②壁面の後退距離（1m又は1.5m：任意） ③絶対高さ制限（10m又は12m） ④田園住居地域内の農地において行われる土地の区画形質の変更について は、市町村長の許可が必要となる

この過去問に注意

準都市計画区域については、都市計画に、用途地域を定めることができない。
(H29年-20)

答

用途地域を定めることができる

×

この過去問に注意

今年の本試験でそのまま出題されてもおかしくない過去の本試験の問題を掲載しています。各チェックシート学習の締めくくりとして自分で解いてみましょう。

37

都市計画法

維持保全

法改正

直近に法改正が行われ、その内容が今年の本試験から出題範囲となる箇所です。

目 次

民法・区分所有法その他



1
日目

①	消滅時効	2
②	共 有	4
③	抵当権	6
④	瑕疵担保責任	8
⑤	相 続	10
⑥	不法行為	12
⑦	不動産登記法	14
⑧	借地借家法・賃貸借	16
⑨	専有部分・共用部分	18
⑩	共用部分の管理	20
⑪	敷地・敷地利用権	22
⑫	区分所有者の権利義務	24
⑬	管理組合・管理者	26
⑭	管理組合法人・理事	28
⑮	規 約	30
⑯	集会の招集手続	32
⑰	集会の決議	34
⑱	復旧・建替え	36
⑲	団 地	38
⑳	団地内建物の建替え	40
㉑	被災区分所有法	42
㉒	建替え等円滑化法	44



4
日目



3
日目

規約・会計

㉓	標準管理規約（専有部分・共用部分）	46
㉔	標準管理規約（長期修繕計画）	48
㉕	標準管理規約（役員）	50
㉖	標準管理規約（総会）	52
㉗	標準管理規約（決議事項）	54
㉘	標準管理規約（理事会）	56



②⁹	標準管理規約（管理費・修繕積立金）	58
⑩	標準管理規約（会計・雑則）	60
⑪	団地型	62
⑫	会計	64

維持保全



⑬	建築基準法・居室に関する規定	66
⑭	避難に関する規定	68
⑮	防火地域	70
⑯	建築確認・その他	72
⑰	都市計画法	74
⑱	電気設備・ガス設備・エレベーター	76
⑲	消防設備・消防法	78
⑳	給水設備	80
㉑	排水設備	82
㉒	水道法	84
㉓	耐震補強・耐震改修法	86
㉔	大規模修繕	88
㉕	長期修繕計画	90
㉖	マンションの断熱	92
㉗	その他の設備・法令等	94



適正化法

㉘	マンション管理士	96
㉙	重要事項の説明その他	98
㉚	財産の分別管理その他	100

1週間で仕上げる

マジシヨン 管理士 う か 合格する チェックシート

出るとこ
予想

1
日目合格する
チェック
シート①

消滅時効



前フォーカス

消滅時効では滞納管理費等の問題がよく出題されている。管理費等の消滅時効期間が5年であることと、時効の中止事由はしっかり押さえておこう。

●消滅時効 ①

消滅時効は、一定期間の経過により、権利が消滅することをいう。

①民法上の一般債権の消滅期間は10年

解ける覚え方 売主の瑕疵担保責任に基く損害賠償請求権は、引渡しから10年で時効となる。

②判決等で確定した権利の消滅時効期間は10年

⇒10年より短い消滅時効期間のもの（例えば管理費等の消滅時効期間5年のもの）でも、10年になる

③管理費・修繕積立金債権の消滅期間は5年

プロジェクト 1

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

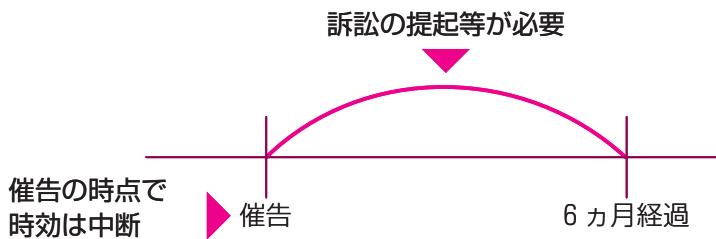
[例] 管理費支払債務⇒支払日の到来した時から進行。

●時効の中止 ②



今年のヤマ

時効中断事由	ポイント
①裁判上の請求	訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中止の効力を生じない。
②支払督促	債権者が仮執行の宣言の申立てをすることができる時から30日以内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中止の効力を生じない。
③和解の申立て又は調停の申立て	相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1ヶ月以内に訴えを提起しなければ、時効の中止の効力を生じない。
④破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中止の効力を生じない。
⑤催告	6カ月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中止の効力を生じない。
⑥差押え、仮差押え及び仮処分	<ul style="list-style-type: none"> ・権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中止の効力を生じない。 ・時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中止の効力を生じない。
⑦債務者の承認	一部を弁済した、支払の猶予を求めた、承認書を提出した場合も承認に該当する



ヨメシト 2

中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を開始する。

●時効の援用

時効の効果は、その利益を受けるものが援用をして初めて効果が発生する。これを**時効の援用**という。

時効の援用は本人に限らず、時効の利益を直接に受けることができる者であれば行使可能。

[例] 物上保証人、抵当不動産の第三取得者、連帯保証人、連帯債務者等

●時効利益の放棄

時効完成前にあらかじめ時効利益を放棄することはできない。

[例] 規約で滞納管理費が時効にかかるても援用しない旨を定めていたとしても、それは無効になる。

時効完成後に債務者が債権者に対して債務の承認をした場合は、時効完成の事実を知らなかったときでも、時効の援用をすることができない。



長期にわたり管理費を滞納している区分所有者に対して、管理組合が月々積算する滞納額全額について、毎月、内容証明郵便をもって支払の請求をしている場合には、滞納管理費に係る債権が時効により消滅することはない。 (H22年-7)

答

内容証明郵便による支払請求は催告に該当するので、6ヶ月以内に訴訟その他の手続をしないと時効は中断しない。 ×

夫Aと妻Bは、甲マンションの301号室の区分所有権を各1/2の持分で共有し、同室で生活をしているが、管理費及び修繕積立金を滞納している。この場合に、A及びBが、滞納している管理費及び修繕積立金の支払を「3ヶ月待ってほしい」と、口頭で管理組合に告げていたのみでは、消滅時効は中断しない。 (H24年-13)

答

支払いの猶予の申出は、「時効中断事由の承認」に該当するので、時効は中断する。 ×

1
日目

共有



前フォーカス

民法の「共有の規定」は、マンションの専有部分を共有する場合に適用される。「共用部分の共有」の規定との違いについて、区分所有法の論点と複合問題で出題されているので、注意したい。

●共有者の持分に関する規定

今年のヤマ

	民法の共有	共用部分の共有(区分所有法)
共有持分の割合	共有者間で定めがない場合、各共有者の持分は相等しいと推定される	各区分所有者の専有部分の床面積の割合
共有持分の譲渡等の処分	各共有者が単独で行うことができる	区分所有法で定める場合を除いてすることができない
共有者の1人が相続人がいないまま死亡したり、自己の持分を放棄した場合	その持分は他の共有者に帰属する	専有部分の処分に従う(国庫や特別縁故者に帰属する)
共有物の使用	共有者は持分に応じた使用ができる	区分所有者は、その用方に従った使用ができる(持分に応じた使用ではない)

解ける覚え方

協議に基づかずして共有物を占有している共有者に対しても、当然に明渡しを求められるわけではない。

●敷地・共用部分とされていない付属建物と共用部分の持分割合の違い

敷地の共有持分	・民法の規定による
共用部分でない付属建物の共有持分	・当事者間で定めがなければ、相等しい
共用部分の共有持分	専有部分の床面積の割合

解ける覚え方

敷地や、共用部分とされていない付属建物には、共用部分の持分割合の規定が準用されないため、区分所有法ではなく、民法の規定が適用される。

●特定承継人の責任

共有者の1人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その**特定承継人**に対しても請求することができる。

●民法の共有物の利用・変更

	定義	行使方法	例
保存行為 ①	共有物の現状を維持する行為	各共有者が単独行為可	共有物の保全行為 不法占有者への明渡請求
管理行為	共有物を利用・改良する行為	各共有者の 持分の価格の過半数 で行う ②	共有物の賃貸借契約の締結・解除
変更行為	共有物の形質を変更する行為	共有者の 全員の同意 で行う ③	共有物の売却・増改築等

不法占有者等への損害賠償請求は、各共有者が持分に応じて行う。

コメント 1

保存行為として、他の共有者の分も損害賠償請求することは**できない**。

コメント 2

民法では、持分だけで共有者の頭数は要件となっていないが、区分所有法では、民法と違い、持分（議決権）だけでなく区分所有者数も要件とされている。

コメント 3

共用部分の重大変更については、「区分所有者及び議決権の各4分の3以上」で実行可能であり、全員の同意は不要である。

●共有物の分割

共有物の分割とは、共有関係を解消するための制度をいう。

ただし、**5年**を超えない期間内であれば、分割しない契約をすることができる。この期間は更新することができるが、その期間は**5年**を超えることができない。



A、B及びCは、等しい持分の割合で、甲マンション201号室の区分所有権を共有している。この場合にAとBは、A、B及びCの間の協議に基づかずして201号室を単独で占有しているCに対し、AとBの持分の価格が201号室の価格の過半数を超えるからといって、当然に同室の明渡しを請求することはできない。
(H28年-12)

答

Cも共有者（権利者）であるから、当然には明渡請求できない。 ○

1
日目合格する
チェック
シート③

民法・区分所有法その他

抵当権



前フォーカス

抵当権は、その性質と効力、目的物となるものを見よう。共用部分の共有持分や敷地の権利についても抵当権の効力が及ぶ点は要注意。

●抵当権

抵当権は、債務者又は第三者が担保に供した物を占有を移転しないで、債務が履行されなかったときに抵当権者がその物から他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を優先的に受けることができる権利をいう。

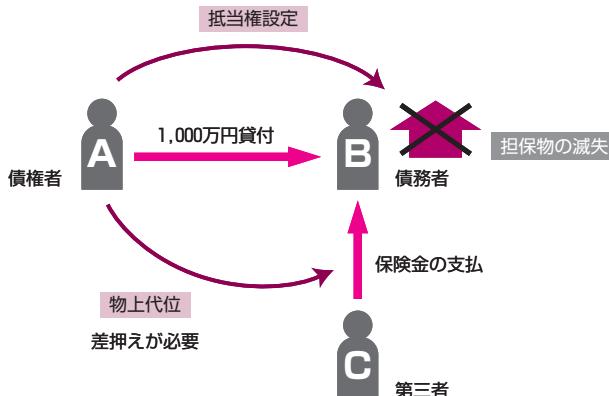
●抵当権の性質・効力

		内 容
性質	付從性	債権のないところに担保物権は存在しないという性質 解ける覚え方 債務が消滅すれば、登記が残っていても（抹消されていなくても）抵当権は消滅する。
	随伴性	債権が移転すればその債権を担保する担保物権も債権とともに移転する性質
	不可分性	担保権は債権全部の弁済を受けるまで目的物の上に存続し続けるとする性質
	物上代位性	担保権者は担保権の売却・滅失・賃貸・損傷等により債務者が受ける金銭（代金や保険金、賃料等）その他の物の上に対しても権利を行使できるという性質 ただし、これらが支払われる前に差押えが必要
効力 ①	優先弁済的効力	債権の弁済が得られないときには、債権者がその目的物を売却して金銭に変え、他の債権者に先立ってその売却代金の中から弁済を受けることができるとする効力

ヨシト 1

留置的効力（債権を担保するために目的物を債権者の手元に留め置き、債務者に心理的圧迫を加えることで債務の弁済を促すという効力）は、抵当権にはない。

●物上代位



●抵当権の目的物

不動産、地上権、永小作権	これらを目的として抵当権を設定できる。 解ける覚え方 賃借権は抵当権の目的とはできない。
付加一体物	抵当権の効力は、目的物に附属し、一体となったものに及ぶ。
従物	抵当権設定 당시에存在した従物に限り抵当権の効力が及ぶ（判例）。
果実	被担保債権に債務不履行があったときは果実に抵当権の効力を及ぼすことができる。
土地に関する権利	土地賃借権には、従たる権利として抵当権の効力が及ぶ。②

コラム 2

マンションの専有部分に抵当権が設定された場合、①共用部分の共有持分、②敷地利用権（所有権・賃借権・地上権）にも抵当権の効力が及ぶ。ただし、賃借権の取得については、賃貸人の承諾か裁判所の許可が必要。

●抵当権設定後の賃貸借契約

抵当権設定登記後の賃貸借契約については、賃貸借契約期間の長短にかかわらず、原則として、抵当権者に賃借権を対抗することができない。



Bの抵当権設定登記後に、206号室が全焼し、保険会社から所有者Aに火災保険金が支払われた。この場合には、抵当権者Bは、Aに支払われた火災保険金に対して、抵当権に基づく物上代位権を行使することができない。（H29年-16）

答 物上代位は、支払われる前に差押えなければ行使できない

○

Aが、平成31年4月に、甲マンションの301号室の購入に際してB銀行から融資を受け、同室にBの抵当権を設定し、その旨の登記がなされた場合、Bの抵当権設定後にAから301号室を賃借した者は、その賃貸借契約が3年を超えないときに限り、賃借権をBに対抗することができる。（H25年-13）

答 賃貸借契約の期間にかかわらず、賃借権を対抗できない。

×



瑕疵担保責任



前フォーカス

瑕疵担保責任の規定は、民法だけでなく宅建業法、品確法の特例などとの複合問題として平成15年、18年、25～27年で出題されている。また、事例問題でも平成23年、24年で出題されているので注意しておこう。

●民法の売主の瑕疵担保責任



今年のヤマ

売主の責任	売主の瑕疵担保責任は無過失責任である
責任追及のための要件	①隠れた瑕疵であること ②善意・無過失の買主であること
権利行使期間	瑕疵の存在を知ってから1年以内であること ①
責任の内容	解除（契約の目的が達成できない場合）、損害賠償請求の2つ
特約の効力	任意規定なので、特約で排除することもできる。また、責任を重くすることもできる。ただし、特約で排除した場合でも、売主が知っていて告げなかった場合には責任を負う



損害賠償請求権については、引渡しの時から10年で消滅時効にかかる。

●宅建業法の自ら売主の瑕疵担保責任

特約の制限の内容	原則	民法の定めより買主に不利な特約は無効とされる
	例外	目的物を引き渡した時から2年以上瑕疵担保責任を負うとする特約は有効 解ける覚え方 「目的物を引き渡した時から1年間瑕疵担保責任を負う」との特約をした場合、民法の規定である「知った時から1年間」という規定が適用になる。「目的物を引き渡した時から2年間」になるわけではない。
対象となる行為	宅建業者が自ら売主となり、宅建業者でない買主と売買契約を締結する場合	

以下の場合には、瑕疵担保責任の特例は適用にならない。

- ・売主及び買主の双方が宅建業者である場合又は双方とも宅建業者でない場合
- ・宅建業者が自ら売主にならない場合（代理や媒介の場合）

●品確法の瑕疵担保責任の特例

対象となる契約	新築住宅の売買・請負契約 ①住宅とは…人の居住の用に供する家屋又は家屋部分をいう ②新築住宅とは…新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないもの（建設工事完了の日から起算して1年を経過したもの）を除く）	
対象となる部分	①建物の構造耐力上主要な部分 基礎、柱、梁、床、構造壁、屋根等 ②雨水の浸入を防止する部分 屋根、外壁、開口部、外部貫通雨水配管	
瑕疵担保責任の内容	売買の場合	請負の場合
	①修補請求 ②損害賠償請求 ③契約解除（契約目的が不達成の場合に限る）	①修補請求 ②損害賠償請求 ※ 契約解除はできない
瑕疵担保期間	住宅の 引渡しから10年 (請負人と売主が異なる場合は請負人から売主に引き渡された時から10年) ただし、 特約で最大20年間 まで延長することができる 買主の権利行使期間は、瑕疵の存在を 知った時から1年	
特約の効果	本法の規定より注文者や買主に不利な特約は無効となる	

解ける覚え方

民法の瑕疵担保責任と異なり、構造耐力上主要な部分・雨水の浸入を防止する部分の瑕疵しか対象としていない点に注意。



売主Aと買主Bとの売買契約において、隠れた瑕疵につき瑕疵担保責任を負う期間を引渡しの日から6ヶ月間とした場合、Aが宅地建物取引業者でなく、Bが宅地建物取引業者であるときは、Aは、引渡しの日から6ヶ月を経過した時に瑕疵担保責任を免れる。
(H26年-17)

答

売主が宅建業者でないので、宅建業法の規定は適用にならず、本問の特約も有効である。 ○

1
日目合格する
チェック
シート⑤

相 続



前フォーカス

相続の問題で問われるのは、滞納管理費の取扱いである。単純承認、限定承認、相続放棄の要件効果と、滞納管理費を請求することができるか否か、できるなら、どれだけ請求できるかを答えられるようにしておこう。

●相続人

相続人	相続順位	法定相続分
配偶者	常に相続人となる	子と共に相続… 1/2 直系尊属と共に相続… 2/3 兄弟姉妹と共に相続… 3/4
子	第一順位	配偶者と共に相続… 1/2
直系尊属	第二順位	配偶者と共に相続… 1/3
兄弟姉妹	第三順位	配偶者と共に相続… 1/4

●代襲相続

被相続人の子が①相続開始以前の死亡、②廃除、③相続欠格に該当した場合、その者が代襲して相続する。兄弟姉妹が相続人の場合は、おい、めいまで代襲相続する。

解ける覚え方

相続放棄は代襲相続の原因ではない。

ゴロ合わせ

【代襲相続の原因】

賜	杯が	欠けて	醜態だ
死亡	廃除	相続欠格事由に該当	代襲相続

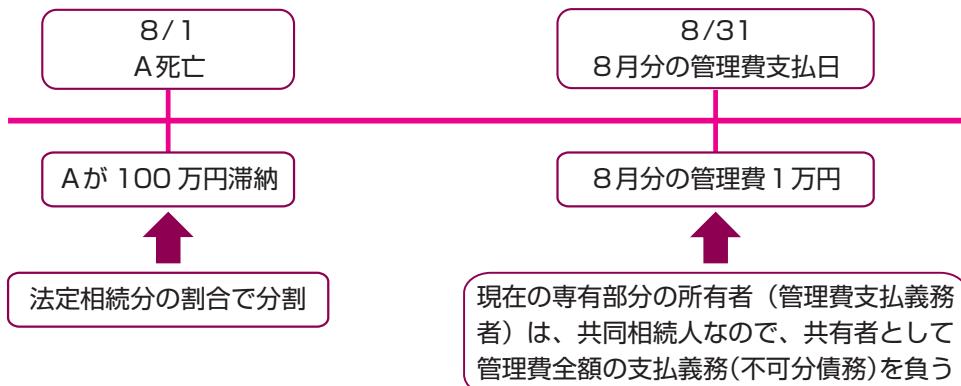
●滞納管理費と相続



遺産分割前の相続債務については、各共同相続人は法定相続分の割合で分割された債務を負担する。したがって、滞納管理費を相続した場合、相続人は、法定相続分に応じて支払い義務を負う。

滞納管理費の支払義務については以下のようなになる。

被相続人が滞納していた管理費	各共同相続人は 法定相続分の割合で分割された債務 を負担する 解ける覚え方 相続人の1人に滞納管理費の全額を請求することはできない
相続開始後、遺産分割までの滞納管理費（月々の管理費の支払義務）	各共同相続人は 不可分債務 として、滞納管理費の全額の支払い義務を負う



●相続の承認・放棄

	単純承認	限定承認	相続放棄
定義	相続人が被相続人の有する権利義務のすべてを承継すること	相続財産の限度でのみ相続債務を弁済することを留保して相続を承認すること	相続財産を一切承継しない旨の意思表示
要件	<ul style="list-style-type: none"> 熟慮期間（相続の開始を知った時から3ヶ月以内）の経過 相続財産の全部又は一部の処分等 	家庭裁判所への 相続人全員 での申述	家庭裁判所への相続人各人の申述

解ける覚え方 相続人は、相続の承認又は放棄をするまで、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。



甲マンションの201号室を所有するAが、管理費60万円を滞納したまま遺言をすることなく令和元年12月1日に死亡した場合、Aの死亡より前に配偶者が死亡し、Aに実子B及び養子Cがある場合、B及びCがいずれも単純承認したときは、滞納管理費については、B及びCが各30万円を承継する。

(H27年-18)

答

被相続人の滞納管理費については、共同相続人は法定相続分で支払義務を負う。

2019年度版

マンション管理士 出るとこ予想 合格るチェックシート

発行日 2019年8月15日

初版発行

編著者 TAC株式会社（マンション管理士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2019

管理コード 08286P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。